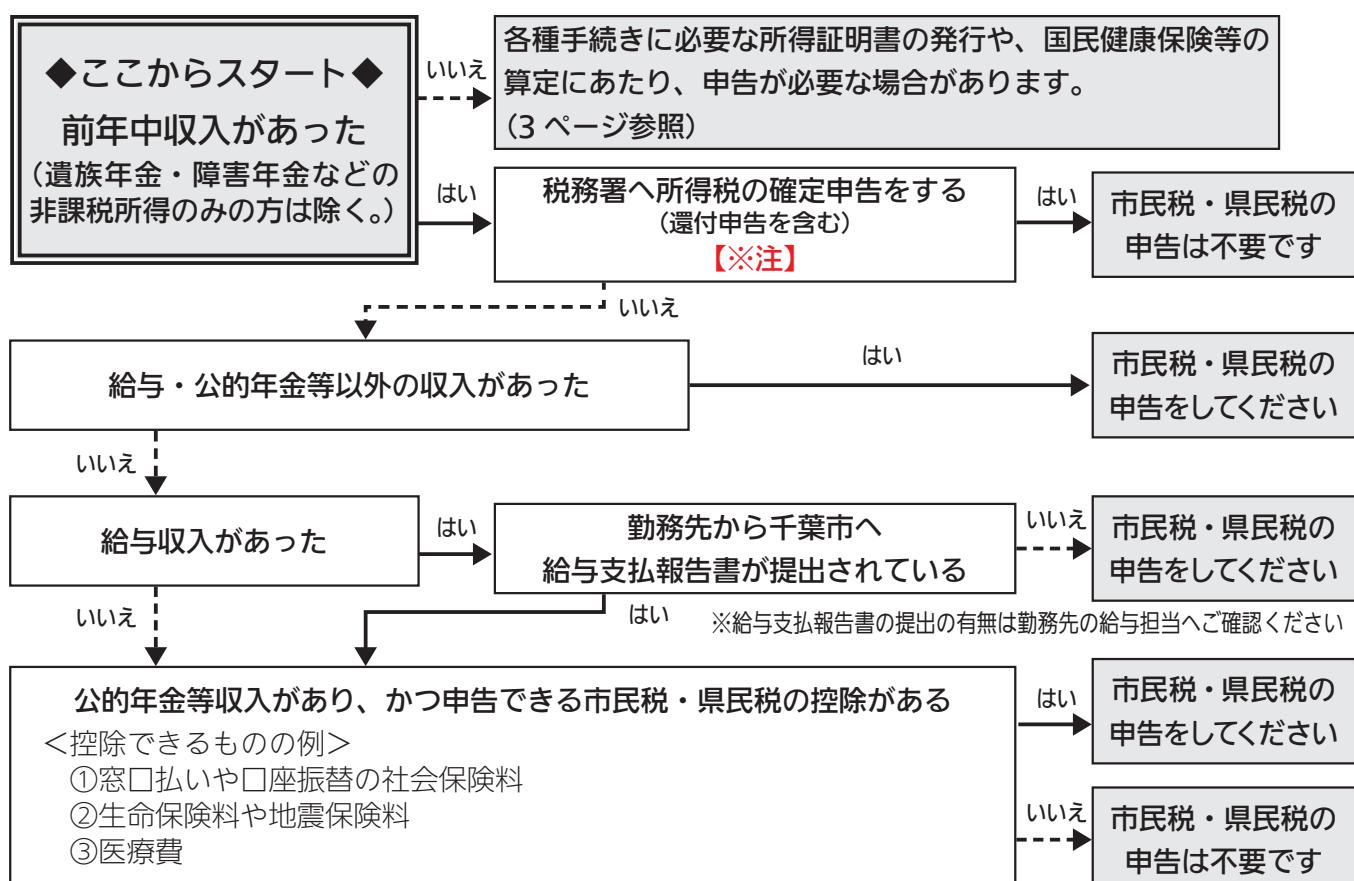


平成31年度分 市民税・県民税申告の手引き (2019年度)

以下の表を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。
申告が必要な方は、この手引きを参照し、同封の申告書を記入の上、提出してください。
この申告書は、申告が不要な方にも届く場合があります。



【※注】税務署で確定申告が必要な主な例

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下だが、所得税が源泉徴収されており、医療費控除等により、還付を受けたい方
- 給与所得者で年末調整を受けていない方（年の中途で退職した方等）
- 給与所得者で年末調整を受けていますが、医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- 複数の所得があり、所得税を納税する必要がある方

ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は、税務署へお問い合わせください。※問い合わせ先は8ページをご参照ください。

※平成31年1月1日現在、区内に住所を有しない方で、その区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する方も、申告が必要となります。

<申告に必要なもの>

- 1 印鑑
- 2 本人確認書類 ⇒ 詳しくは、2ページをご参照ください。
- 3 給与所得者及び年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票
- 4 事業所得者及びその他の所得者は、帳簿書類等の収入金額や必要経費がわかるもの
- 5 各種所得控除に必要な証明書、領収書等 ⇒ 該当する所得控除のページをご参照ください。

※前年中に収入がない方は、1と2をご用意ください。

※源泉徴収票及び控除に必要な証明書等を紛失された方は、各書類を発行しているところへ再発行を依頼してください。

※申告書の控えが必要な方は、記入済みの申告書のコピーをご用意ください。

◎申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載及び本人確認について

平成29年度分以降の申告書を提出する際には、マイナンバー(個人番号)の記載+本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。なお、郵送にて申告書を提出する場合は、下記の書類の写し(カード類は両面)を同封してください。

《本人確認書類の例》 例1 【マイナンバーカード】※写真つきのものです。両面のコピーが必要です。

例2 【マイナンバーの通知カード】+【運転免許証、健康保険証など】

申告書の書き方(例)

平成31年度分 市民税・県民税申告書 千葉市長あて 年月日提出

平成31年	千葉市中央区千葉港1番1号	1月1日の住所と異なる場合には記入してください。
現住所	同上	中連絡のとれる電話番号を記入してください。
フリガナ	チバシフウタ	
氏名	千葉市風太	印
生年月日	明大・(西暦)・平24年2月18日生	個人番号 1111111111111111

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雜損控除	損害の原因	損害金額	必ず記入、押印してください。
		保険金など	
	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
	105,780円	15,000円	
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療保険	国民年金 その他の 合計	100,000円 73,305円 50,000円 223,305円
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計	8706円 8806円 8906円 6506円 6606円 76,800円
⑭ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	36,960円 6806円 20,000円
⑮ 勤労学生控除	□寡婦(寡夫)控除 □死別□生死不明 □離別□未帰還	□勤労学生控除	
⑯ 申告者本人が障害者の場合は、障害の手帳の種類	程度等級	精・身・療	級・度
⑰ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	扶養控除	扶養の種類	精・身・療
⑱ 个人番号	生年月日	統柄	障害の程度
⑲ 扶養控除	明・大 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
⑳ 个人番号	明・大 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
㉑ 个人番号	明・大 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
㉒ 个人番号	平 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
㉓ 个人番号	平 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
㉔ 个人番号	平 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度
㉕ 个人番号	平 昭・平	同居 別居	精・身・療 級・度

- 別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名、統柄及び住所を記入してください。
- 16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象にはなりませんが、市民税・県民税の非課税判定の際に必要となりますので記入してください。
- 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)を記入してください。

●収入金額や所得金額、控除の支払金額等は、1円単位まで記入してください。

●「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」をご記入いただければ、「4 所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は市税事務所にて計算するため、記入は不要です。

1月1日の住所と異なる場合には記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

電話番号 043-XXXX-XXXX
世帯主の氏名 千葉市風太
統柄 本人
個人番号 1111111111111111
宛名番号

必ず個人番号を記入してください。

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

5 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納稅方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

必
ず
個
人
番
号
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

5・6ページ参照

7ページ参照

3ページ～5ページ参照

5・6ページ参照

●収入金額や所得金額、控除の支払金額等は、1円単位まで記入してください。

●「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」をご記入いただければ、「4 所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は市税事務所にて計算するため、記入は不要です。

◎申告方法

1 郵送で提出

同封の返信用封筒に、必要事項を記入した申告書と、添付書類を入れて郵送してください。

※必要な添付書類を必ず1ページ下部の「**申告に必要なもの**」で確認し、申告書に貼らずに同封してください。

※申告書に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方は、返信用封筒に**名前**を記入の上、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申告書の控えの返送をご希望の方は、上記の封筒と併せて、申告書のコピーを同封してください。コピーのないものにつきましては、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送いたします。

※添付書類と申告書は必ずひとつの封筒に入れて送付してください。添付書類が多く、返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですがご自身で大きいサイズの封筒をご用意ください。

2 区役所で提出

市内の各区役所で提出できます。わからないところは職員に質問しながら申告書の作成ができます。

※大変混み合うため、長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

中央区役所	中央区中央 3-10-8	若葉区役所	若葉区桜木北 2-1-1	緑区役所	緑区おゆみ野 3-15-3
花見川区役所	花見川区瑞穂 1-1	稻毛区役所	稻毛区穴川 4-12-1	美浜区役所	美浜区真砂 5-15-1

※中央区役所は2019年5月に現在の中央保健福祉センター（千葉市中央区中央4丁目5番1号）に移転予定です。

■ 市民税・県民税申告書の作成が、ホームページから簡単にできるようになりました ■

2月1日（金）からホームページで申告書が作成でき、印刷してお使いいただけます。

○今年度の市民税・県民税がいくらになるか試算できます。

○スマートフォンからもご利用いただけます。

※提出はホームページ上・電子メールではできません。作成した申告書を印刷して郵送してください。

千葉市ウェブサイトにて→ [市税のホームページ](#) 

◎前年中収入がなかった方（遺族・障害年金のみの方を含む）

<書き方>

申告書裏面「7 前年中所得のなかった方又は他市町村に居住していた方の記入欄」内の該当番号を○で囲んでください。

欄内1～8に該当がない場合には、「9 その他」欄に昨年中の生活状況（「知人の援助」等）を記入してください。

また、扶養親族がいる場合及び寡婦（寡夫）や障害者に該当する場合は、申告書表面左部の⑯以下の該当欄へご記入ください。詳しくは、6・7ページをご参照ください。

7 前年中所得のなかった方又は他市町村に居住していた方の記入欄
(該当するものに○をして、必要事項を記入してください。)

1 下記の者に扶養されていた。 住所	5 生活保護法による生活扶助を受けていた。 年 月～ 年 月
6 失業保険（雇用保険）を受けていた。 年 月～ 年 月	7 本年1月1日現在は他市町村に居住していた。 住所
氏名 (続柄)	8 預貯金にて生活していた。
2 学生で所得がなかった。 学校名	9 その他（前年中どのように生計を立てていたかを記入してください。）
3 病気療養中 年 月～ 年 月	
4 (遺族・障害) 年金で生活していた。 (円)	

申告書の各項目の説明

1 収入金額等 及び 2 所得金額

申告書表面の「1 収入金額等」欄（ア～サ）又は、「2 所得金額」欄（①～⑨）に下記のとおり金額を記入してください。

ア及び①又はイ及び② 事業

卸売業、小売業、サービス業等の営業や、
大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等

ウ及び③ 不動産

貸家、貸地、貸アパート等

「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。

申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。

※収支内訳書が必要な方は、各市税事務所市民税課にご請求ください。

エ及び④ 利子

一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。

ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。

力及び⑥ 納入

給与、賃金、賞与

源泉徴収票の支払金額を 力 に、下記速算表を用いて計算した結果を⑥に記入してください。

必要なもの：源泉徴収票

※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 納入所得の内訳」の欄に記入し、その合計額を申告書表面の 力 に 記入してください。

【給与所得の速算表】

単位：円

収入金額 (A)	給与所得金額	収入金額 (A)	給与所得金額
～ 650,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	(A ÷ 4) × 2.4
651,000 ～ 1,618,999	A - 650,000	1,800,000 ～ 3,599,999	(A ÷ 4) × 2.8 - 180,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000	3,600,000 ～ 6,599,999	(A ÷ 4) × 3.2 - 540,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000	6,600,000 ～ 9,999,999	A × 0.9 - 1,200,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000	10,000,000 ～	A - 2,200,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000		※ (A ÷ 4) は千円未満切捨て

キ及び⑦ 雜（公的年金等）

国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金等

源泉徴収票の支払金額を キ に、下記速算表を用いて計算した結果を⑦に記入してください。

必要なもの：源泉徴収票

※個人年金、印税等がある方は「雑（その他）」の記入方法と併せてご覧ください。

<注意>

遺族年金及び障害年金については公的年金等の収入金額には含めず、申告書裏面「7 前年中所得のなかった方又は他市町村に居住していた方の記入欄」の4に○をし、収入金額を記入してください。

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

単位：円

昭和29年1月2日 以後に生まれた方 (65歳未満)	収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額
	～ 700,000	0
	700,001 ～ 1,299,999	A - 700,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000
	7,700,000 ～	A × 0.95 - 1,555,000
昭和29年1月1日 以前に生まれた方 (65歳以上)	～ 1,200,000	0
	1,200,001 ～ 3,299,999	A - 1,200,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 375,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 785,000
	7,700,000 ～	A × 0.95 - 1,555,000

ク及び⑦ 雜（その他）

個人年金（生命保険年金）や原稿料、印税、講演料等

収入金額を ク に記入してください。

収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑦に記入してください。

必要なもの：支払調書、経費がわかるもの等

※ほかに雑（公的年金等）がある場合は、合計した所得金額を⑦に記入してください。

申告書裏面の「10 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。

オ及び⑤ 配当

株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配等

収入を オ に、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。

※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に住民税分（5%）を記入してください。

<注意>

上場株式の配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険料や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げることができません。

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途、申告書の提出が必要となります。
(詳細につきましては、お問い合わせください。)

ケ及び⑧またはコ及び⑧ 総合譲渡

書画、骨董品、ゴルフ会員権等
土地・建物等以外の資産の譲渡から生ずる所得
(資産の保有期間が5年以内のものを短期譲渡所得、5年を超えるものを長期譲渡所得という)

サ及び⑧ 一時

生命保険契約に基づく一時金、競馬・競輪等の払戻金、賞金、懸賞当選金等

申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、
所得金額①の金額を申告書表面の ケ に、
所得金額②の金額を申告書表面の コ に、
所得金額③の金額を申告書表面の サ に、
④の金額を申告書表面の⑧に記入してください。
※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

要件を満たす場合に記入してください。(『申告書の書き方(例)』の数値等は、あくまでも例です。あなたの要件の数値に合わせて記入してください。)

⑩ 雜損控除

<要件>

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難、横領にあった場合

必要なもの：災害関連支出の領収書・り災証明書等

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	火災	30・10・1	家屋
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	1,000,000 円	300,000 円	600,000 円

⑪ 医療費控除

<要件>

前年中あなたや生計を一にする配偶者その他親族のために下記の費用を支払った場合
(別紙「医療費控除を受けられる方へ」もご参照ください。)

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額
	105,780 円	15,000 円

	【従来の医療費控除】	【セルフメディケーション税制】
対象となる費用	治療のために要した費用	健康の保持増進及び疾病の予防として、一定の取組を行う個人が支払った、特定一般用医薬品等(スイッチ OTC 医薬品) 購入費
必要なもの	・医療費控除の明細書(※1) ・医療費通知(原本)(※2) ・その他必要な証明書(例:おむつ使用証明)	・セルフメディケーション税制の明細書(※1) ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類(※3)

<注意>

- セルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることとなります。制度の詳細や明細書についてはホームページをご覧いただきか、お問い合わせください。
 - 必要書類が不備の場合は、控除の対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- (※1) 明細書に記入した医療費等の領収書は、記入内容の確認のため、市から提示を求める場合がありますので、自宅で5年間保存が必要があります。
(平成32年度の市民税・県民税申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。)
- (※2) 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称
- (※3) 予防接種や健康診断等の領収書や結果通知表などの書類で、次の3項目が記載されたものをいいます。
①氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名

⑫ 社会保険料控除

<要件>

前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等)をあなたが支払った場合

必要なもの：支払った証明書・領収書等

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫	国民健康保険	100,000 円	国民年金	円
社会保険料控除	介護保険	73,305 円	その他	円
	後期高齢者医療保険	50,000 円	合計	223,305 円

*配偶者等が受け取る公的年金から天引きされた介護保険料等は、あなたの控除対象にはなりません。

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

<要件>

前年中にあなたが小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金又は心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合

必要なもの：支払った証明書・領収書

申告書の書き方(例)

4 所得から差し引かれる金額

小規 模 企 業 共済等掛金控除	6406	⑬	860,000	円
---------------------	------	---	---------	---

※申告書右側に欄があります。

⑭ 生命保険料控除

<要件>

前年中に生命保険や個人年金等について、あなたが支払った保険料がある場合

※保険契約の区分は生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

必要なもの：保険会社等が発行した控除証明書

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯	新 生 命 保 険 料 の 計	旧 生 命 保 険 料 の 計
	8706	円 6506 76,800 円
生 命 保 険 料 控 除	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計	旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計
	8806	円 6606
	介 護 医 療 保 険 料 の 計	
	8906	円 29,640

【注意】控除額ではなく支払金額を記入してください。

控除額は千葉市が計算しますので記入不要です。

⑮ 地震保険料控除

<要件>

前年中に損害保険契約について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合

※保険契約の区分は生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

必要なもの：保険会社等が発行した控除証明書

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯	地 震 保 険 料 の 計	旧 長 期 損 害 保 険 料 の 計
地 震 保 険 料 控 除	36,960	円 6806 20,000 円

【注意】控除額ではなく支払金額を記入してください。

控除額は千葉市が計算しますので記入不要です。

⑯ 寡婦（寡夫）控除

<要件>

あなたが寡婦（寡夫）であり、下記のいずれかに当てはまる場合

※離婚や扶養の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。
(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除
寡婦（寡夫）、 勤労学生控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明

※理由区分も必ず記入してください。

【寡婦】

- 夫と死別又は離婚した後、婚姻をしていない方で、扶養親族又は生計を一にする子のある方
- 夫と死別した後、婚姻をしていない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方

【寡夫】

- 妻と死別又は離婚した後、婚姻をしていない方で、生計を一にする子（前年の合計所得金額が38万円以下の者）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の方

⑯ 勤労学生控除

<要件>

あなたの前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の勤労学生である場合

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯	<input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除	<input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除
寡婦（寡夫）、 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明

学校名：学年 ○○大学 2年

※学生であった状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。

必要なもの：学校や法人から交付を受けた証明書（郵送される場合はコピーを同封してください。）

⑰ 障害者控除（本人）

<要件>

あなたが障害者手帳等を持っている（注2）場合

また、障害の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑰	申告者本人が障害者の場合は、 障害の程度を記入してください。	障害の 程度 等級	手帳の種類	精・ 身・ 療
				1 級

※本人以外の障害者控除については、配偶者控除及び扶養控除欄に記入してください。

⑯ 配偶者控除・配偶者特別控除

<要件>

あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者が下記の①又は②に該当する場合。(注1、注4)

①配偶者控除……………前年の合計所得金額が38万円以下である場合

②配偶者特別控除……………前年の合計所得金額が38万円を超え、123万円以下の場合

申告書の書き方(例) ①配偶者控除

⑯	フリガナ	チバシ ハナコ	同居	障害の程度	精・身・療
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	氏名 千葉市 花子	別居	2級・度		
個人番号 生年月日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	□	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		
35・3・22	配偶者	の	7906	合計所得金額	

⑯	フリガナ	チバシ ハナコ	同居	障害の程度	精・身・療
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	氏名 千葉市 花子	別居	2級・度		
個人番号 生年月日	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	□	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		
35・3・22	配偶者	の	7906	合計所得金額	680,000 円

①に該当する場合で、配偶者が障害者である場合、障害の程度も記入してください。(注2、注3) 収入金額ではありません。
②に該当する場合は、配偶者の前年の合計所得金額も記入してください。

あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下である場合は、記載例のように記入して 申告書の書き方(例) ください。

また、配偶者が障害者である場合、障害の程度も記入してください。(注2、注3)

⑰ 扶養控除

<要件>

あなたに扶養親族(前年の合計所得金額が38万円以下の方)がいる場合(注1、注4)

※扶養親族が障害者である場合、障害の程度も記入してください。(注2、注3)

申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯	フリガナ	生年月日	同居	続柄	障害の程度
扶養控除	チバシ タロウ 千葉市 太郎	明・大 昭・平 9・1・15	同居 別居	子	精・身・療 1級・度
	個人番号	3 3 3 3 3	3 3	3 3	3 3 3
		明・大 昭・平 .	同居 別居		精・身・療 級・度
	個人番号				
		明・大 昭・平 .	同居 別居		精・身・療 級・度
	個人番号				
☆ 16歳未満の扶養親族	チバシ ジロウ 千葉市 次郎	平 16・2・20	同居 別居	子	精・身・療 級・度
	個人番号	4 4 4 4 4	4 4	4 4 4 4 4 4	
		4 4 4 4 4	4 4	4 4 4 4 4 4	
	16歳未満の扶養親族はこちらにご記入ください。				
	個人番号				
		別居			
	個人番号				
		平 .	同居 別居		精・身・療 級・度
	個人番号				

(注1) 被扶養者が国外にいる場合は送金証明書及び家族証明等が必要となります。

(注2) 6か月程度以上ねたきりの状態が続いている、認知症等で日常生活に支障のある65歳以上の方は「障害者控除対象認定書」の提出により、控除が可能です。

「障害者控除対象認定書」の発行については、各区の高齢障害支援課にお問い合わせください。

(注3) 婚姻や扶養、同居、障害の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。
(年の中途中で死亡した場合は、その死亡の日)

(注4) 別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

「16 寄附金に関する事項」(申告書裏面)

寄附先と金額を記入してください。なお、ふるさと納税は「都道府県・市区町村分」に該当します。

必要なもの：寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領書

※条例指定分に該当するかどうかについては、各寄附先へお問い合わせください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ】

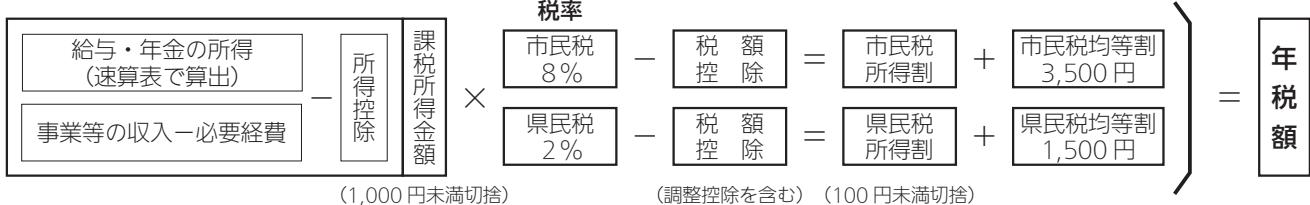
市民税・県民税の申告をする場合は、「16 寄附金に関する事項」も併せて記入してください。

(ふるさと納税ワンストップ特例は適用されません。)

その他

手引きの内容及び手引きに記載のない事項についてご不明な点がある方は、各市税事務所市民税課までお問い合わせください。(問い合わせ先は8ページをご参照ください。)

市民税・県民税の算出方法



所得控除額一覧

区分		控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額	
	①(損失額-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×10%)	
医療費控除	②(災害関連支出の金額-保険等による補てん金額)-5万円	
	医療費控除の計算 ※控除の限度額 200万円	
セルフメディケーション税制の計算	(支払った医療費-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額)	
	※控除の限度額 88,000円	
特定一般用医薬品等購入費控除	(特定一般用医薬品等購入費-保険等による補てん金額)-12,000円	

社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除については、支払額がそのまま控除額となります。

区分		控除額		
寡婦(寡夫)控除		26万円		
特別寡婦控除		30万円		
勤労学生控除		26万円		
障害者控除	その他	26万円		
	特別	30万円		
	同居特別障害者	53万円		
配偶者控除※	配偶者の合計所得金額38万円以下	区分①	区分②	区分③
	一般(昭和24年1月2日以後生)	33万円	22万円	11万円
	老人(昭和24年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除※	配偶者の合計所得金額	区分①	区分②	区分③
	380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円
	900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円
	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
	1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
	1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円
	1,230,001円～	0円	0円	0円
扶養控除	一般 (昭和24年1月2日～平成8年1月1日生) (平成12年1月2日～平成15年1月1日生)	33万円		
	特定 (平成8年1月2日～平成12年1月1日生)	45万円		
	老人 (昭和24年1月1日以前生)	38万円		
	同居老人親族等	45万円		
	基礎控除	33万円		

※配偶者控除・配偶者特別控除は下記の通り申告者本人の合計所得金額によって区分が変わります。

- 区分① 合計所得金額が900万円以下
- 区分② 合計所得金額が900万円超～950万円以下
- 区分③ 合計所得金額が950万円超～1,000万円以下

区分		保険料の支払金額	地震保険料控除額
地震保険料控除	地 震	～50,000円 50,001円～	保険料×1/2 一律 25,000円
	旧長期	～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～	保険料の全額 保険料×1/2+2,500円 一律 10,000円
生命保険料控除	種類	一般生命保険料・個人年金保険料	
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
● 旧契約	控除額計算表	保険料の支払金額 ～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	生命保険料控除額 保険料の全額 保険料×1/2+7,500円 保険料×1/4+17,500円 一律 35,000円
	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	
● 新契約	限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
	控除額計算表	保険料の支払金額 ～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	生命保険料控除額 保険料の全額 保険料×1/2+6,000円 保険料×1/4+14,000円 一律 28,000円

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
●新契約…平成24年1月1日以後に締結や更新した保険契約等

※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{一般生命保険料について求めた控除額} \\ \text{(限度額: 旧契約のみ 35,000円、新契約のみ 35,000円及び新旧契約が混在した場合 28,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料について求めた控除額} \\ \text{(限度額: 旧契約のみ 35,000円、新契約のみ 35,000円及び新旧契約が混在した場合 28,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{介護医療保険料について求めた控除額} \\ \text{(限度額 28,000円)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{生命保険料控除額} \\ \text{限度額 70,000円} \end{array} \right)$$

※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。

合計課税所得金額		調整控除額の算出方法
調整控除	200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% (市民税4%、県民税1%) ①所得税と住民税の人的控除の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
	200万円超	{所得税と住民税の人的控除の差の合計額- (住民税の合計課税所得金額-200万円)} ×5% (市民税4%、県民税1%) ただし上記計算の{}の金額が5万円以下の場合は5万円×5%とする。

※非課税通知書は発送しませんので、あらかじめご了承ください。
※この申告書の手引きは平成31年1月現在の法律に基づいています。

<問い合わせ先>

市民税・県民税の申告について		所得税の確定申告について	
中央・若葉・緑区の方	花見川・稻毛・美浜区の方	千葉東税務署	043-225-6811
東部市税事務所市民税課 043-233-8140	西部市税事務所市民税課 043-270-3140	千葉西税務署	043-274-2111
		千葉南税務署	043-261-5571